

総統勢第 86 号  
令和 2 年 3 月 27 日マンション管理組合 各位  
マンション所有者等 各位  
マンション管理業者 各位

総務大臣 高市 早苗

令和 2 年国勢調査を円滑に行うための統計法第 30 条第 1 項の規定に基づ  
く協力要請について（通知）

本年は、5 年に 1 度の国勢調査の実施年であり、同調査を 9 月から 10 月までの期  
間で実施することとしています。

国勢調査は、我が国に常住する全ての世帯・人（外国籍を含む。）を対象とした我が  
国最大の調査で、回答には統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 13 条の規定に基づき  
報告義務が課せられた、国の最も基本的かつ重要な調査です。

つきましては、令和 2 年国勢調査を円滑に行うため、統計法第 30 条の規定に基づ  
き、下記に掲げる事項の協力を要請します。各位におかれましては、特段の御配慮を  
賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、マンション管理組合及びマンション所有者等におかれましては、必要に応じ、  
本通知をマンション管理業者にお渡しいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

## 1. 国勢調査のポスター等の掲示

国勢調査の実施を世帯に周知するため、掲示板、エレベーター等に総務省、都道  
府県又は市区町村が提供するポスターやリーフレットの掲示をお願いします。

## 2. 国勢調査員訪問時のオートロックのドアの解錠

国勢調査員は、調査書類の配布又は回収を行い、必要に応じて郵便受けを使用さ  
せていただく場合があります。オートロックのドアがある場合や郵便受けがドアの  
奥にある場合は、国勢調査員の調査活動が円滑に行えるよう、ドアの解錠をお願い  
します。

## 3. 空き室情報の提供

国勢調査員が訪問した際、空き室の状況をお聞きする場合があります。また、国勢調  
査の適切な実施及び結果の審査に当たって、総務省、都道府県又は市区町村が空き  
室情報の提供を求めることがありますので、御協力をお願いします。

#### 4. 連続訪問の許諾及び世帯への事前通知

国勢調査は、共同住宅に居住する全ての世帯を対象としています。国勢調査員がオートロックのドアを入った後、世帯を連続で訪問することについての許諾及び世帯への事前通知をお願いします。

#### 5. 不在世帯等の世帯員の氏名及び男女の別並びに世帯員の人数に係る情報提供

世帯員の不在等により調査が困難な場合、国勢調査員が国勢調査令（昭和 55 年政令 98 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき当該世帯の世帯員の氏名及び男女の別並びに世帯員の数をお聞きする場合がありますので、御協力をお願いします。

上記のほか、国勢調査を共同住宅内で円滑に行うため、当該共同住宅の管理組合に国勢調査員の推薦をお願いする場合があります。また、当該共同住宅の管理員を国勢調査員に推薦すること又は共同住宅内における国勢調査員の事務を当該共同住宅の管理業者に委託することについて、市区町村から検討のお願いをすることがあります。各位におかれましては、了知の上、上記と併せて御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。